

## 介護予防短期入所療養介護「加算チェックシート」

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	看護又は介護職員 2人以上(40人以下は1以上)	<input type="checkbox"/> 満たさない	厚労省告示第127号7イ注1
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	ユニットごとに日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	厚労省告示第127号7イ注2
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/> 未整備	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	<input type="checkbox"/> 未整備	
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	<input type="checkbox"/> 未整備	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1名超えて配置	<input type="checkbox"/> 配置	厚労省告示第127号7イ注3
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、PT、OT、ST等が共同し利用者ごとの計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ注4
	利用者に20分以上実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定していない。	<input type="checkbox"/> 算定していない	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	<input type="checkbox"/> あり	厚労省告示第127号7イ注5
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	7日以内の利用	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/> 該当	
	若年性認知症利用者受入加算の算定	<input type="checkbox"/> 算定していない	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ注6
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	<input type="checkbox"/> 算定していない	

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13)」の「5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況」のA～Jの各項目について算定した数が合計40以上であること。	<input type="checkbox"/> 40以上	厚労省告示第127号9イ注7
	地域に貢献する活動を行っていること	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の(i)若しくは(iii)、又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の(i)若しくは(iii)を算定しているものであること	<input type="checkbox"/> 算定している	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13)」の「5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況」のA～Jの各項目について算定した数が合計70以上であること	<input type="checkbox"/> 70以上	厚労省告示第127号9イ注7
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の(ii)若しくは(iv)、又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の(ii)若しくは(iv)を算定しているものであること	<input type="checkbox"/> 算定している	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	厚労省告示第127号7イ注8
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	厚労省告示第127号7イ注12
療養体制維持特別加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ注13
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 配置	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ注13
	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当	
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回月は除く） ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定している	<input type="checkbox"/> 該当しない	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	厚労省告示第127号7イ(3)
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	
	一日につき3回を限度として算定	<input type="checkbox"/> 1日3回を限度	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ(4)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7イ(4)

点検項目	点検事項	点検結果	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (I)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	IIも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護機器を複数活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算	介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
(Ⅱ)	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
	同一の利用者について月に1回まで算定	<input type="checkbox"/> 1回以下	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> あり	
療養体制維持特別加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員の数で常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上配置	<input type="checkbox"/> あり	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/> 6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/> 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員1(ただし2人以上)	<input type="checkbox"/>	満たさない
	看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/>	満たさない
	看護又は介護職員の1人当たり平均夜勤時間64時間以下	<input type="checkbox"/>	満たさない
	ユニット型・・・2ユニットごとに看護又は介護職員1以上	<input type="checkbox"/>	満たさない
定員超過減算		<input type="checkbox"/>	該当
人員基準減算		<input type="checkbox"/>	該当
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/>	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/>	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/>	未整備
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/>	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	<input type="checkbox"/>	未整備
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	<input type="checkbox"/>	未整備
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上	<input type="checkbox"/>	満たさない
医師の配置による減算	療養病棟の全病床数に占める割合が50/100を超える	<input type="checkbox"/>	満たさない
夜間勤務等看護(Ⅰ)	看護職員が15:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/>	満たす
夜間勤務等看護(Ⅱ)	看護職員が20:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/>	満たす
夜間勤務等看護(Ⅲ)	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/>	満たす
	看護職員1以上	<input type="checkbox"/>	満たす

点検項目	点検事項	点検結果	
夜間勤務等看護(IV)	看護・介護職員が20 : 1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす
	月平均夜勤時間72時間以下	<input type="checkbox"/>	満たす
	看護職員 1 以上	<input type="checkbox"/>	満たす

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定（初回月は除く） ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 該当しない	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	一日につき3回を限度として算定	<input type="checkbox"/> 1日3回を限度	
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7口(6)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	厚労省告示第127号7口(6)
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	Ⅱも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護機器を複数活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	<input type="checkbox"/>	あり
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/>	該当
	7日以内の利用	<input type="checkbox"/>	該当
	介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/>	該当
	若年性認知症利用者受入加算の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない
若年性認知症利用者受 入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/>	実施
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/>	あり
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/>	6割以上
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/>	5割以上
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>診療所における介護予防短期入所療養介護費</b>			
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/>	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/>	未配置
定員超過減算		<input type="checkbox"/>	該当
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/>	未整備
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/>	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期定期に開催していない、虐待の防止のための指針を整備していない、虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない、担当者をおいていない	<input type="checkbox"/>	未整備
業務継続計画未策定減算	非常災害の発生時において、短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない、	<input type="checkbox"/>	未整備
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接する廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上	<input type="checkbox"/>	満たさない
	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上	<input type="checkbox"/>	満たさない
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/>	あり
口腔連携強化加算	歯科点数表のC000ni掲げる歯科訪問診療料の算定がある歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めている	<input type="checkbox"/>	該当
	次のいずれにも該当しない ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している ・口腔の衛生状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要と歯科医師が認め、居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定(初回月は除く) ・他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定している	<input type="checkbox"/>	該当しない
食堂がないことによる減算	食堂を有していない(1日25単位減算)	<input type="checkbox"/>	該当
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/>	あり
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/>	あり
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり

点検項目	点検事項	点検結果	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	一日につき3回を限度として算定	<input type="checkbox"/> 1日3回を限度	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、次の事項の検討を行った結果を踏まえ、必要な取り組みを実施し、定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	Ⅱも共通
	業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護機器を複数活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	<input type="checkbox"/>	あり
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/>	該当
	7日以内の利用	<input type="checkbox"/>	該当
	介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/>	該当
	若年性認知症利用者受入加算の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/>	実施
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/>	あり
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/>	6割以上
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/>	5割以上
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 賃金改善の方法について、処遇改善計画書を用いて介護職員等に周知	<input type="checkbox"/> あり	